

第 15 期 中 間 決 算 公 告

2021年12月24日

東京都港区六本木一丁目6番1号
住信SBIネット銀行株式会社
代表取締役社長 円山 法昭

中間連結貸借対照表 (2021年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	1,509,308	預 金	6,626,771
買 入 金 銭 債 権	290,323	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	75,000
金 銭 の 信 託	14,179	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	146,631
有 価 証 券	640,764	借 用 金	562,500
貸 出 金	5,005,501	外 国 為 替	2,216
外 国 為 替	19,275	そ の 他 負 債	63,032
そ の 他 資 産	116,849	賞 与 引 当 金	275
有 形 固 定 資 産	3,871	退 職 給 付 に 係 る 負 債	24
無 形 固 定 資 産	20,399	ポ イ ン ト 引 当 金	780
繰 延 税 金 資 産	2,657	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	231
貸 倒 引 当 金	△2,452	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	45
		特 別 法 上 の 引 当 金	6
		繰 延 税 金 負 債	734
		負債の部合計	7,478,250
		(純資産の部)	
		資 本 金	31,000
		資 本 剰 余 金	13,625
		利 益 剰 余 金	100,158
		株 主 資 本 合 計	144,784
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,863
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△6,248
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△2,384
		非 支 配 株 主 持 分	25
		純資産の部合計	142,425
資産の部合計	7,620,676	負債及び純資産の部合計	7,620,676

中間連結損益計算書

〔 2021年4月1日から
2021年9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		38,942
資金運用収益	21,065	
(うち貸出金利息)	(17,010)	
(うち有価証券利息配当金)	(2,972)	
役員取引等収益	15,289	
その他業務収益	2,041	
その他経常収益	546	
経常費用		28,396
資金調達費用	2,672	
(うち預金利息)	(1,314)	
役員取引等費用	9,683	
その他業務費用	132	
営業経費	15,809	
その他経常費用	98	
経常利益		10,545
特別損失		96
固定資産処分損失	2	
減損損失	94	
税金等調整前中間純利益		10,449
法人税、住民税及び事業税	2,006	
法人税等調整額	△36	
法人税等合計		1,969
中間純利益		8,479
非支配株主に帰属する中間純損失		1
親会社株主に帰属する中間純利益		8,481

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 4社

住信SBIネット銀カード株式会社

ネットムーブ株式会社

Dayta Consulting株式会社

株式会社優良住宅ローン

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

③ 連結の範囲の変更

SBIカード株式会社は清算により子会社及び子法人等に該当しないことになったことから、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等 1社

JALペイメント・ポート株式会社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法

該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 4社

会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。ただし、市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.(1)と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社並びに連結される子会社の有形固定資産は、主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～15年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社で定める利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

5. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

6. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員や口座開設者に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当該役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
9. 特別法上の引当金の計上基準
特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
10. 退職給付に係る会計処理の方法
一部の連結される子会社において、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
11. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
12. 重要なヘッジ会計の方法
金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日、以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
また、個別取引毎の繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。
上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2020年9月29日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。
ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ処理によっている。
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…その他有価証券（債券）
ヘッジ取引の種類…相場変動を相殺するもの
13. 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理
固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当中間連結会計期間の期首から適用し、以下の変更を行いました。

当該会計基準等の適用に伴い、他の当事者が顧客への財又はサービスの提供に関与している場合において、企業は、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務（すなわち、企業が本人）であるのか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務（すなわち、企業が代理人）であるのかにつき検討いたしました。これにより、アクワイアリング事業の一部を除く取引、当社の連結子会社であるネットムーブ株式会社のカード決済事業における取引につき、収益の認識を総額から純額へ変更することといたしました。当該収益認識方法の変更により、当中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、経常収益及び経常費用はそれぞれ2,085百万円減少しました。

当該会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。ただし、当中間連結会計期間の期首の純資産に反映されるべき累積的影響額はなため、当中間連結会計期間の利益剰余金期首残高に与える影響はありません。また、当中間連結会計期間の1株当たり情報に与える影響もありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち、当中間連結会計期間に係る比較情報については記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当中間連結会計期間の中間連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年3月6日 内閣府令第9号）附則第6条第2項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症の影響）

前連結会計年度より、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りの仮定について重要な変更は行っておりません。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、今後も経済への影響は一定期間続くものと想定しておりますが、当社の主力商品である住宅ローンの商品特性や顧客属性を鑑み、信用リスクへの影響は限定的であるとの仮定において貸倒引当金を計上しております。

なお、当該仮定は不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況や経済への影響によっては、中間連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 64百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計4,961百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は333百万円、延滞債権額は3,074百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は798百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,206百万円であります。
なお、上記3. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 321,483百万円
貸出金 746,776百万円
担保資産に対応する債務
債券貸借取引受入担保金 146,631百万円
借入金 562,500百万円
上記のほか、金融商品等差入担保金の代用として、有価証券104百万円を差し入れております。
また、その他資産には、先物取引差入証拠金12,643百万円、金融商品等差入担保金59,144百万円、保証金1,668百万円及びデリバティブ取引の差入担保金1,320百万円が含まれております。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は252,688百万円であります。なお、これらの契約の多くは、任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,199百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益287百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額73百万円を含んでおります。
3. 中間包括利益 8,739百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません(注1)参照)。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替(資産・負債)、コールマネー及び売渡手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権(*1)	290,263	290,298	34
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	67,683	68,861	1,177
その他有価証券	573,015	573,015	—
(3) 貸出金	5,005,501		
貸倒引当金(*1)	△2,380		
	5,003,120	5,029,816	26,696
資産計	5,934,083	5,961,991	27,908
(1) 預金	6,626,771	6,626,676	△94
(2) 借入金	562,500	562,350	△149
負債計	7,189,271	7,189,027	△243
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	350	350	—
ヘッジ会計が適用されているもの(*3)	(9,268)	(9,268)	—
デリバティブ取引計	(8,917)	(8,917)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(*3) ヘッジ対象であるその他有価証券(債券)の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2020年9月29日)を適用しております。

(注1) 市場価格のない株式等の中間連結貸借対照表計上額は非上場株式64百万円であり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
買入金銭債権(*1)	—	145,947	—	145,947
有価証券				
その他有価証券(*2)	177,733	391,868	—	569,601
資産計	177,733	537,815	—	715,549
デリバティブ取引(*3)				
金利関連取引	—	(9,267)	—	(9,267)
通貨関連取引	—	349	—	349
デリバティブ取引計	—	(8,917)	—	(8,917)

(*1) 買入金銭債権は、その他有価証券と同様に会計処理している証券化商品等145,947百万円となります。

(*2) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。中間連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は3,413百万円であります。

(*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	144,351	144,351
有価証券				
満期保有目的の債券	18,777	50,084	—	68,861
貸出金	—	—	5,029,816	5,029,816
資産計	18,777	50,084	5,174,167	5,243,028
預金	—	6,626,676	—	6,626,676
借入金	—	562,350	—	562,350
負債計	—	7,189,027	—	7,189,027

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、証券化商品等については、取引金融機関から提示された価格によっており、入手された価格に使用されたインプットに基づきレベル2に分類しております。

その他の取引につきましては、原則として「貸出金」と同様の方法等により算定した価額をもって時価としており、レベル3に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。なお、短期社債は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、市場金利が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いる場合にはレベル3、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

それ以外の有価証券については、取引金融機関等から提示された価格を時価としておりますが、重要な観察できないインプットが用いられている場合にはレベル3、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負 債

預金

預金のうち、要求払預金について、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。当該時価は、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブは店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であり、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、ブレイン・パニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(有価証券関係)

* 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の証券化商品等を含めて記載しております。

* 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券 (2021年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	18,010	18,777	766
	地方債	15,000	15,160	160
	社債	34,673	34,924	250
合計		67,683	68,861	1,177

2. その他有価証券 (2021年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	債券	140,092	136,620	3,471
	国債	56,477	55,836	640
	地方債	39,330	36,774	2,556
	社債	44,283	44,009	274
	その他	216,489	212,504	3,984
	外国債券	169,473	165,673	3,799
	その他	47,015	46,830	185
	小計	356,581	349,124	7,456
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	債券	142,640	143,681	△1,040
	国債	111,429	112,439	△1,009
	短期社債	13,498	13,499	△0
	社債	17,712	17,742	△30
	その他	219,741	220,587	△846
	外国債券	117,396	117,921	△524
	その他	102,345	102,666	△321
	小計	362,381	364,269	△1,887
合計		718,962	713,393	5,569

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2021年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取得 原価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取得 原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	14,179	14,179	—	—	—

(注) 1. 当中間連結会計期間末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

2. 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 94,433円60銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 5,624円54銭

(自己資本比率関係)

銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率 (国内基準) は、8.09%であります。

第 15 期 中 間 決 算 公 告

2021年12月24日

東京都港区六本木一丁目6番1号
住信SBIネット銀行株式会社
代表取締役社長 円山 法昭

中間貸借対照表 (2021年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,504,053	預 金	6,628,434
買入金銭債権	285,742	コ ー ル マ ネ ー	75,000
金 銭 の 信 託	14,179	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	146,631
有 価 証 券	649,811	借 用 金	562,500
貸 出 金	5,020,656	外 国 為 替	2,216
外 国 為 替	19,275	そ の 他 負 債	61,575
そ の 他 資 産	105,127	未 払 法 人 税 等	1,873
そ の 他 の 資 産	105,127	そ の 他 の 負 債	59,702
有 形 固 定 資 産	3,809	賞 与 引 当 金	213
無 形 固 定 資 産	16,677	ポ イ ン ト 引 当 金	780
繰 延 税 金 資 産	2,529	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	45
貸 倒 引 当 金	△2,255	特 別 法 上 の 引 当 金	6
		負債の部合計	7,477,404
		(純資産の部)	
		資 本 金	31,000
		資 本 剰 余 金	13,625
		資 本 準 備 金	13,625
		利 益 剰 余 金	99,962
		そ の 他 利 益 剰 余 金	99,962
		繰 越 利 益 剰 余 金	99,962
		株 主 資 本 合 計	144,588
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,863
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△6,248
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△2,384
		純資産の部合計	142,203
資産の部合計	7,619,607	負債及び純資産の部合計	7,619,607

中間損益計算書 { 2021年4月1日から
2021年9月30日まで }

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	36,767
資金運用収益	21,039
(うち貸出金利息)	(16,999)
(うち有価証券利息配当金)	(2,972)
役員取引等収益	13,761
その他業務収益	1,628
その他経常収益	338
経常費用	26,690
資金調達費用	2,610
(うち預金利息)	(1,314)
役員取引等費用	9,683
営業経費用	14,340
その他経常費用	56
経常利益	10,077
特別損失	23
固定資産処分損失	2
減損損失	21
税引前中間純利益	10,053
法人税、住民税及び事業税	1,740
法人税等調整額	△108
法人税等合計	1,631
中間純利益	8,421

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。ただし、市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. (1)と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～15年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員や口座開設者に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. ヘッジ会計の方法

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日、以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、個別取引毎の繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当中間会計期間の期首から適用し、以下の変更を行いました。当該会計基準等の適用に伴い、他の当事者が顧客への財又はサービスの提供に関与している場合において、企業は、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務(すなわち、企業が本人)であるのか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務(すなわち、企業が代理人)であるのかにつき検討いたしました。これにより、アクワイアリング事業の一部を除く取引につき、収益の認識を総額から純額へ変更することといたしました。当該収益認識方法の変更により、当中間会計期間の中間損益計算書において、経常収益及び経常費用はそれぞれ1,469百万円減少しました。当該会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。ただし、当中間会計期間の期首の純資産に反映されるべき累積的影響額はないたため、当中間会計期間の繰越利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当中間会計期間の中間財務諸表に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

前事業年度より、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りの仮定について重要な変更は行っておりません。新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、今後も経済への影響は一定期間続くものと想定しておりますが、当社の主力商品である住宅ローンの商品特性や顧客属性を鑑み、信用リスクへの影響は限定的であるとの仮定において貸倒引当金を計上しております。なお、当該仮定は不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況や経済への影響によっては、中間財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 9,112百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計4,961百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は333百万円、延滞債権額は2,906百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は798百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,038百万円であります。
 なお、上記3. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 321,483百万円
 貸出金 746,776百万円
 担保資産に対応する債務
 債券貸借取引受入担保金 146,631百万円
 借入金 562,500百万円
 上記のほか、金融商品等差入担保金の代用として、有価証券104百万円を差し入れております。
 また、その他の資産には、先物取引差入証拠金12,643百万円、金融商品等差入担保金59,144百万円、保証金1,617百万円及びデリバティブ取引の差入担保金1,320百万円が含まれております。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は255,688百万円であります。なお、これらの契約の多くは、任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
8. 特別法上の引当金として金融商品取引責任準備金6百万円を計上しております。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益287百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額32百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額9百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(2021年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	18,010	18,777	766
	地方債	15,000	15,160	160
	社債	34,673	34,924	250
合計		67,683	68,861	1,177

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2021年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	9,085
関連法人等株式	27
合計	9,112

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格等のないものであります。

3. その他有価証券（2021年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券	140,092	136,620	3,471
	国債	56,477	55,836	640
	地方債	39,330	36,774	2,556
	社債	44,283	44,009	274
	その他	216,489	212,504	3,984
	外国債券	169,473	165,673	3,799
	その他	47,015	46,830	185
	小計	356,581	349,124	7,456
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	142,640	143,681	△1,040
	国債	111,429	112,439	△1,009
	短期社債	13,498	13,499	△0
	社債	17,712	17,742	△30
	その他	219,741	220,587	△846
	外国債券	117,396	117,921	△524
	その他	102,345	102,666	△321
	小計	362,381	364,269	△1,887
	合計	718,962	713,393	5,569

（金銭の信託関係）

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2021年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	14,179	14,179	—	—	—

（注）1. 当中間期末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

2. 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
繰延ヘッジ損失	2,889百万円
その他有価証券評価差額金	578
貸倒引当金	522
税務上の繰越欠損金	209
子会社株式償却	98
その他	744
繰延税金資産小計	5,042
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△98
評価性引当額小計	△98
繰延税金資産合計	4,944
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,283
繰延ヘッジ利益	131
繰延税金負債合計	2,415
繰延税金資産の純額	2,529百万円

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	94,303円23銭
1株当たりの中間純利益金額	5,584円93銭

（自己資本比率関係）

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、8.12%であります。